

# 鶴が丘だより

東京都町田市三輪緑山二丁目2133-1  
医療法人社団鶴が丘ガーデンホスピタル  
院長 後藤 晶子  
電話 044(988)3121(代)

## 平成25年度 確定申告について

厳しい寒さが続き、春の訪れが恋しく感じる毎日です。皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

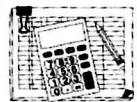
さて、今年も「確定申告」の受付がスタートとなりました。平成25年度の確定申告期間は平成26年2月17日(月)から、3月17日(月)までとなります。比較的早い時期に2月中のお手続をお勧めいたします。また、パソコンを使用した電子申請(e-tax)もご利用いただけます。ご活用ください。



町田税務署では、期間中の確定申告作成・提出会場を、2月3日から3月17日に「鶴が丘」町田にて行います(2月23日と3月2日は日曜

日も実施)。期間中は、町田税務署での申告書受付はございませんので、ご注意ください。

### I. 「確定申告」とは



税金には所得税・消費税・固定資産税等の様々な種類があり、私たちが暮らす上で納付する義務があります。サラリーマンは、毎年1月1日から12月31日までに得た全ての所得を計算し、あらかじめ所得税を給与から天引きする仕組みになっており、微調整や清算を年末調整で行っています。しかし、それだけでは所得見込み金額での調整であり、正しき控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります。つまり、確定申告は「支払いすぎた所得税を返金してもらうための制度」です。

### ◎「確定申告が必要な方」とは

確定申告が必要な方の例として以下の方が挙げられます。

- ・ 自営業で納税額がある
- ・ 不動産収入があり納税額がある
- ・ 2ヶ所以上から給与所得がある
- ・ 公的年金を受け取っている(障害年金)

- ・ 金口除く)
- ・ 給与所得が200万円を超え、医療費控除がある
- ・ 在宅ローン控除がある
- ・ 昨年中に退職等で年末調整を受けられなかった

### ◎ 今回の確定申告の改正点

今回から、①給与等の収入金額が150万円を超える場合の控除について、25万円の上限が設けられました。また、②東日本大震災からの復興に関する復興特別所得税がはじまります。さらに、③平成26年4月の消費税引き上げに伴い、住宅借入金等特別控除が延長・拡充されています。

### ◎ 医療費控除とは



ご自身やご自身と生計を同じくする配偶者、親族(6親等以内の血族等)のために支払った医療費が、平成25年1月1日から12月31日の1年間に10万円以上あった場合、200万円を限度として医療費が差し引かれ、その分税金が安くなるものです。

① 医療費控除の対象とは

まずは、医療費の領収書が必ず元にあるかを確認ください。対象となる医療費は以下のような様々なものがあります。

- ・ 医師・歯科医師による診療や治療費
- ・ 治療のための指圧師・鍼灸師などによる施術費
- ・ 助産師による検分助費
- ・ 医師等による特定保健指導費
- ・ (通院費、入院中の食事代・部屋代、医療器具購入・賃借費、医師によるおむつ使用証明のあるおむつ代等)
- ・ 介護保険制度で提供される一定の施設・居宅サービス費

◎ 障害者控除、障害者特別控除とは

ご自身や同居しているご家族が親族の中で、障害者になっている場合、控除が受けられます。なお、障害者控除は、扶養控除の適用とならない16歳未満の扶養家族も対象となります。



◎ 確定申告へ行かれる際には

- ・ 確定申告書(税務署等で配布していただけます)
- ・ 認印(シャチハタ不可)
- ・ 源泉徴収票(平成25年の収入がわかるもの)
- ・ 医療機関の領収書等
- ・ 障害者手帳
- ・ 還付金払込先がわかるもの

を、ご用意の上、お出かけください。

Ⅱ. 収入申告(住民税申告)



確定申告と同時期に、収入申告(住民税申告)があります。住民税、(市区町村税)は、身近に受けける行政や公共サービスの費用を住民が支払う制度です。

給与等から天引きされている方もおられますが、雇用されていない方は、その年の収入をお住まいの市区町村に申告する必要があります。毎年2月中旬頃に申告書が発送されますので、お手元に届きましたら必ずお手続きください。お手続きは、町田市役所でも受け付けています。

◎ 住民税申告を行うと

以下のような様々な制度の金額(上限額等)が決定します。

- ・ 国民健康保険料
- ・ 障害者総合支援法サービス上限額
- ・ 入院費の上限額
- ・ 入院中の食事代の減額
- 等

★ お手続きを忘れると、住民税のみならず国民健康保険料等も高額が課税され、様々な上限額も引き上げられますので、必ずお手続きしてください。

「確定申告」「収入申告」で、制度を有効にご活用ください。

へ文責 高野



黒板

平成26年4月より精神保健福祉法の一部改正があります。特に、「保護者」に関する改正がございまして、情報収集をしながらかんましよう。

(編集委員一同)